各位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所 代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎 (コード番号 6135 東証プライム) 問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之 (TEL : 046-284-1439)

ニデック株式会社による中国の競争法に基づく手続の進捗について

ニデック株式会社(以下「ニデック」といいます。)が、2025年4月4日に開始した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、ニデックが提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)によれば、ニデックは、当社をニデックの完全子会社とすることを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の実行にあたり必要な中国の競争法に基づく手続を、本公開買付けの開始時点で完了できていないとのことです。

この点に関し、ニデックは、本公開買付届出書30頁において、「本株式取得についての事前届出は、2025年1月9日(現地時間)付で中国国家市場監督管理総局に提出されたものの、本書提出日現在において事前届出は受理されておりませんが、中国の法律事務所から2025年4月18日までには受理されることが見込まれる旨の意見を入手しております」と記載しているほか、本公開買付届出書4頁では、「本公開買付期間の末日までに当該手続に基づく審査期間(一次審査期間 30 日)が満了することが確実に見込まれる旨の意見を入手していることから、本公開買付期間の末日までに本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能になることが合理的に見込まれると判断しました」と記載しております。しかしながら、ニデックが「事前届出(が)・・・受理されることが見込まれる」としている2025年4月18日を過ぎても、ニデックからは、上記事前届出の受理について何の公表もありません。もし4月18日に受理がなされていないのであれば、仮に本日受理がなされたとしても、それから「一次審査期間30日」が経過するのは本公開買付けの公開買付期間の末日である5月21日となり、受理が明日以降となった場合には、公開買付期間中には「一次審査期間30日」が完了しないこととなります。

この点、当社が 2025 年4月3日付けプレスリリースにおいて指摘したとおり、本取引の実行にあたり必要となる国内外の競争法に基づく手続の見通しは、本公開買付けの決済の可否や公開買付期間の延長、さらには本公開買付け自体の撤回に関わる事項であり、当社株主の皆様が本公開買付けを踏まえた行動を判断する上で極めて重要な情報と考えられます。当社といたしましては、このような投資判断上極めて重要な情報について、誤った「見込み」を繰り返し開示されること自体、非常に遺憾ですが(なお、上記プレスリリースにおいても指摘しておりますとおり、ニデックは、2024年12月27日付け「株式会社牧

野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」では中国の競争法に基づく手続の完了時期を「3月中旬」と開示し、その後は一貫して、当該時期を「2025年4月初旬」と公表しておりましたが、実際には、いずれの時期にも当該手続が完了することはなく、本公開買付けの開始時に、何ら理由や経緯を示すことなく、当該手続の完了時期の見込みを上述の内容に変更しております。)、それをさておくとしても、「見込み」が誤っている、ないし見込み違いであることが判明した後も、そのような誤った開示を放置し続けることは、当社の株主の皆様による適切な判断のための情報提供を軽視するものであり、重大な問題があると考えております。

つきましては、当社は、当社株主の皆様への情報提供を適切に行わせるため、ニデックに対し、本取引の実行にあたり必要な中国の競争法に基づく手続に関して、本公開買付届出書に記載された事前届出の状況や手続完了の見込みについて、最新の状況をご説明いただくよう、ここに強く要請すると共に、仮に上記「見込み」が誤っていたのであれば、必要に応じて、速やかに公開買付届出書の訂正届出書の提出等を行うよう、要請いたします。

なお、当社は、繰り返し開示しております通り、ホワイトナイト候補より、当社の完全 子会社化を目的とした買収提案に係る初期的な意向表明書を複数、受領しており、現在、 当該ホワイトナイト候補らとの間で、法的拘束力のある最終的な意向表明書の受領に向け て、デュー・デリジェンス等の情報交換を進めております。

ホワイトナイト候補からの提案について、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに お知らせいたします。

以上